

# 常任委員会審査状況

6月定例会に上程された議案を6月21日の本会議で総務委員会と生活福祉委員会に付託し、6月26日に両委員会を開催しました。

それぞれの委員会の審査状況は以下のとおりです。

## 総務委員会

議案第48号、第49号、第53号の3議案を審査した。議案第53号工事請負契約については、システムの実験は行ったのか、当初の見積もりと比べて金額が変わった理由、ランニングコストの金額、市内業者の参入余地、260メガヘルツの電波を採用した理由、今回スピーカーを設置しない地域の住民への対処、9月に議決が延びた場合でも期日までに工事は完了できるか、期日までに完了しなければ国からの補助は出ないか、メンテナンスは一部分だけでも市内業者ができないか、メンテナンス費用は毎年必要か、メンテナンス費用の内訳、日本無線が倒産してもメンテナンスは可能か等を尋ねる質疑があった。また、工事の施工に関して、積極的に市内業者を利用するよう配慮してほしいとの意見が多く出された。討論では、メンテナンスが他社では困難な点に不安を感じるとの意見、市内業者を積極的に採用するような姿勢が感じられないとの意見、金額が当初の予定よりも大幅に下がった点を評価したいとの意見、まずは設置することに意義がある等の意見があった。採決の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決定した。その他、議案第48号と49号については全会一致で可決すべきものと決定した。

## 生活福祉委員会

議案第47号ほか4件の議案を審査した。議案第47号では、第2条の市民の定義部分での「本市にかかわる」とはどういうことか、第6条において子どもだけ項目を独立させた理由、第9条で4項目に絞った理由、第25条において見直し期間が明記されていない理由を尋ねる質疑があった。討論では、反対討論として、慎重な審議が必要との意見。第2条での市民の定義は特に重要であるとの意見。第6条において子どもだけ特別に項目を設ける必要性を感じないとの意見。また、昨年度の大震災発生に伴い、危機管理体制の項目を盛り込む必要があるとの意見があった。一方、賛成討論として、34名の委員の方々の議論を経て、意見が盛り込まれた条例であるので、最大限に尊重したいとの意見。第6条で子どもの権利が項目を立てた意義が大きいとの意見があった。採決の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決定した。議案第50号では、通知発送時に戻ってきた件数、居住実態がない世帯はどれだけあるのか、今後再度、制度を周知する予定があるかを尋ねる質疑があり、議案第51号及び議案第52号の2件は、別段質疑もなく、議案第54号は、負担金の人口割に関して日時ズレを尋ねる質疑があったが、採決の結果、議案第50号、第51号、第52号、第54号ともに全会一致で原案可決すべきものと決定した。

# 常任委員会所管事務調査

常任委員会では議案や請願の審査とは別に、各委員会が所管する事務についての調査を行っています。7月2日の本会議において、7月と8月の閉会中に調査したいとの申し出があった項目は次のとおりです。

## ○文教環境委員会

- ① 環境衛生事業について
- ② 自然エネルギーについて
- ③ 学力向上の取り組みについて

## ○生活福祉委員会

- ① 介護予防・高齢者福祉について
- ② 放課後児童クラブについて
- ③ 市民窓口サービスについて

## ○総務委員会

- ① 入札について
- ② シティセールスについて
- ③ 公共施設の管理・運営について

## ○産業建設委員会

- ① 鈴鹿市の水道のあり方について
- ② 公共交通網と都市のあり方について
- ③ 産業の活性化について
- ④ 耕作放棄地対策などの農業施策について
- ⑤ 鈴鹿スマートインターチェンジと周辺環境整備について
- ⑥ 道路、橋梁等の整備について